

## 草津市と立命館大学との連携協力に関する協定書

草津市と立命館大学は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、産業、教育、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与するための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、草津市と立命館大学が包括的な連携のもと産業、教育、文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 産業振興のための連携
- (2) 教育・文化・スポーツの振興・発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、草津市と立命館大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、草津市と立命館大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成15年11月6日

草津市長

芥川正次



立命館大学長

長田豊臣

